

座間市野球協会及び座間市中学校体育連盟による座間市立新田宿スポーツ広場の利用に関する協定書

座間市長（以下「甲」という）、座間市野球協会（以下「乙」という）及び座間市中学校体育連盟（以下「丙」という）は、次のとおり座間市立新田宿スポーツ広場（以下「広場」という）の利用に関する協定書を締結する。

（利用目的）

第1条 乙及び丙が主催する野球大会の試合（広場に隣接する新田宿グラウンドにおける試合に限る）開催に際して、大会参加団体（以下「団体」という）が、広場において試合前のウォーミングアップを行うことを目的とする。

（利用条件）

第2条 乙、丙及び団体は、広場の利用に関して次の内容を守らなければならない。

- （1）団体は、広場内整備及び周辺清掃等を必ず励行し、用具を整理整頓すること。
- （2）団体は、試合が開催される場合でも、雨天時（大量降雨後数日を含む）においては、決して広場の利用をしないこと。また、乙及び丙は、雨天時利用不可の旨団体に対して指導すること。
- （3）乙及び丙は、それぞれ甲と利用日程の調整を図ること。
- （4）丙が主催する大会参加団体においては、必ず成人の者が責任者として付き添うこと。
- （5）団体は、近隣の住民、施設に迷惑をかけないように心掛けること。
- （6）団体は、試合及びフリーバッティング等を行わないこと。
- （7）事故等については、団体がすべての責任を負うこと。
- （8）その他利用に関して必要な事項。

（利用期間及び時間）

第3条 利用期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに内容の変更がない場合、1年間自動延長するものとする。

2 利用時間は、午前9時から午後3時までとする。

（利用の取り消し）

第4条 甲は、団体が利用にあたって条件等に違反した場合は、乙または丙に対し、利用取消を命じることができる。

2 乙または丙は、甲から利用取消を命じられた際は、直ちにこれに従わなくてはならない。

（協定の解除）

第5条 甲が、環境整備、施設整備等の理由により、本協定の解除を求めた場合、乙及び丙はこれに応じなければならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

以上の協定事項を証するため本書3通を作成し、署名捺印のうえ甲、乙及び丙が各1通を保管するものとする。